

令和3年度第4回石狩市情報公開・個人情報保護審査会議事録

日 時 令和3年7月26日（月）午後6時00分～午後8時00分

場 所 石狩市役所3階 庁議室

出席者

[委 員] 向 田 直 範 会長
矢 吹 徹 雄 副会長
植 松 美由紀 委員
斯 波 悦 久 委員
半 澤 政 子 委員

[事務局] 総務部長 及川 浩史
同部総務課長 東 邦彦
同課文書・法制担当 主査 江部 靖
同課文書・法制担当 主任 泉 亮子

[諮問課] 建設水道部都市整備課
課長 那須野 英人、主査 伊藤 道人

傍聴者 非公開

議 題

《継続案件》公文書一部開示決定についての審査請求に係る審査諮問について
(建設水道部都市整備課)【非公開】

○第4回石狩市情報公開・個人情報保護審査会開会

【東課長】 お晩でございます。大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ご案内のとおりでございますが、北海道におきまして、5月16日から6月20日までの間、緊急事態宣言が発出され、その後「まん延防止等重点措置」が適用されたところでございます。

この間に、審査請求及び執行停止の申立て期限を6月18日に迎えたことから、市といたしましては、再度の執行停止期限について、「感染症の拡大・緊急事態宣言の発出状況に鑑み、可能な限り早い日」と設定いたしまして、本日の開催に至っているところでございます。

委員の皆様におかれましては、この間、幾度となく日程変更にご対応いただき、誠にありがとうございます。

また、1点、ご報告でございますが、前回、4月26日にご審議賜りました、個人情報保護条例の一部改正の件でございますが、この内容といたしましては、個人情報の目的外利用等の例外の追加でございましたが、こちらにつきましては、6月開催の石狩市議会におきまして、可決承認され、7月1日から施行されているところでございます。

また、答申の附帯意見でございました、当審査会への諮問の要否について判断する担当部署、こちら総務課でございますが、こちら要綱に明記して、職員向けに周知をしたところでございます。報告でございました。

それでは、お手元の「会議次第」に沿って、進めさせていただきたいと存じます。

皆様のお手元に、マイクをご用意しております。今回の審査会におきましても、自動で議事録を作成するシステムを使用いたしますので、発言の際には、マイクをご使用くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまから令和3年度第4回石狩市情報公開・個人情報保護審査会を開会いたします。

本日の議題でございますが、継続の審議となっております。

建設水道部都市整備課所管の「公文書一部開示決定についての審査請求に係る審査諮問について」の1件でございます。

なお、今回の審査会は、非公開となっております。

開会にあたりまして、向田会長に一言頂戴したいと存じます。

よろしくお願いいたします。

【向田会長】 皆様、御苦労さまです。

今回は、第4回の情報公開・個人情報保護審査会となります。

前回の審議の後、北海道も緊急事態宣言の対象となり、前回の議論から、大分、間があいてしまいました。

今回の審議に入る前に、石狩市の情報公開制度について、委員間で共通認識に立つことも踏まえ、この制度の原則について、事務局の方から説明していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【東課長】 それでは、私の方から説明を申し上げます。

石狩市情報公開条例におきましては、第1条の目的の中で、「市政に関する情報を知る権利を市民に保障することが極めて重要」とし、「公文書の開示を求める権利」を明らかにしているところであります。

また、第8条におきまして、第1項で公文書の開示を原則とする、この

条例の趣旨として「公文書は請求に応じて開示されなければならない」と規定しています。

そして、同条第2項におきまして、その例外として、別表の不開示情報に該当する場合に、不開示情報が記載されている部分と区分して、不開示情報以外の情報が記録されている部分を開示しなければならない旨を定めているところであります。

このように、公文書開示の原則に対する例外規定として不開示情報が定められております。

今回の審査請求の論点の一つとなっております「事業活動情報」ですが、「その開示により、当該法人等の競争上・事業運営上の地位その他正当な利益を害することが明らかである」ことの挙証責任は、審査請求人である当該法人の側というふうになります。

ここで、「正当な利益を害することが明らか」とは、正当な利益を明白に害する場合に限って不開示とする趣旨です。こちらは、後ほどご説明申し上げますが、市の情報公開ハンドブック 30 ページにも記載があるところでございます。

この「正当な利益を害することが明らか」か否かにつきましては、事業活動の態様や情報の内容等により判断することとなりますが、市だけで判断することが困難な場合におきましては、必要に応じまして、当該法人などの意見を聴取することとされており、今回のケースでもその手続に沿って、相手側の意見を聴取した上で、開示・不開示の判断をしているところであります。

以上、申し上げましたが、情報公開審査の流れといたしましては、開示請求があった場合には、公文書の開示を原則とした上で、不開示情報がある場合に限って、その部分を除いて開示することとなっております。

私からの説明については、以上でございます。

【向田会長】 ありがとうございます。今日、急遽、情報公開ハンドブックを委員のもとに置いてありますので、これが解釈の基本となっております。

それでは、早速、継続案件に入りたいと思います。

※ 継続案件については、審査請求についての審査を行うための会議となり、石狩市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第4項の規定により、会議の公開が適当でないと明らかに認められるものとして非公開とされたので、要点のみを記載する。

○審議内容（質疑応答）

- ・ 審査会の進行方法について
- ・ 開示請求の目的と市が開示決定する時の判断基準について
- ・ 本件開示請求に係る公文書の特定について
- ・ 不開示情報（事業活動情報・公共安全維持情報・意思形成過程情報）の考え方について
- ・ ノウハウの考え方について
- ・ 開示請求文書における不開示情報該当部分の区分について

○結論

開示請求者が、石狩市情報公開条例第7条に基づき行った公文書開示請求に対して、市が行った公文書一部開示決定は妥当である。

（本審査会の結論は、出席した委員5名の過半数である4名で決した。）

議事録確定 令和3年9月8日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範 印